

### 第33回浜中町農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成26年3月28日(金) 午後0時30分

2. 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3. 出席委員 11名

1番 白 川 英 之

2番 永 洞 忠 志

3番 梅 原 順 一

4番 小 田 原 憲 一

5番 熊 谷 唯 志

6番 小 椋 守

7番 穴 吹 栄

8番 百 々 英 夫

10番 白 川 俊 明

12番 押 切 裕 子

13番 鈴 木 誠

4. 出席職員 3名

事務局長 上 田 幸 作

農政係長 酒 井 美 和 子

農地係長 中 山 正 教

5. 議 事

日程第 1 総会成立報告

日程第 2 開会

日程第 3 議事録署名委員の指名

日程第 4 会期の決定

日程第 5 会務報告

日程第 6 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程第 7 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第 8 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

日程第 9 議案第3号 農用地利用集積計画作成要請について

日程第10 議案第4号 別段面積（下限面積）の設定について

日程第11 議案第5号 平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の  
点検・評価について

日程第 1 2 議案第 6 号 平成 2 6 年度の目標及びその達成に向けた活動計画  
の検討について

日程第 1 3 議案第 7 号 平成 2 6 年度浜中町農業委員会事業計画の決定に  
ついて

日程第 1 4 次回総会日程（予定）について

事務局 長

第33回総会の開会に先立ち、御報告申し上げます。

本日の出席委員は、在任委員12名のところ11名であります。

よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本総会が成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、片島委員については、出席できない旨の連絡が事前にありましたことを申し添えいたします。

以上でございます。

議 長

午前中の会議に引き続き、総会に御出席いただき大変御苦労さまです。

先ほど御案内がありましたように、農業会議総会の冒頭に全道の農業委員勤続17年以上の方々に永年勤続表彰が行われ、全道では68名の方々、浜中町からは梅原委員が受賞されております。梅原委員には改めてお祝いを申し上げます。また、職員は7年以上ということで10名の方々が表彰されております。この場にももう少し勤続すれば表彰いただける方がいますから、引き続き次の選挙にも出て、農業者のために御尽力いただきたいと思いますところでございます。

農業会議総会の後、会長・事務局長研修会に出席いたしました。

その中身について若干触れますけれども、全国農業会議所の事務局長が講師となり、現在の情勢の中で農業委員会として必要とされることについて説明をいただいたところでございます。

まず1点目に、農地中間管理機構と制度改革に向けた取組みについてということで、いま盛んに言われております産業競争力会議あるいは規制改革会議による制度改革に向けた結論が、6月頃をめどに示されるということで、産業競争力会議等は農業委員会から意見を聞くなど、かなり突っ込んだやり取りがされているようで、農協や農業委員会に厳しい目が向けられている中で、色々と事情を説明して理解を求めるような活動を行っているという報告がありました。

また、自民党の方でも農業者の立場に立った議論がされているようで、我々が心配するようなこともないのかなという雰囲気です。帰ってまいりました。

結論は6月頃に出るということですから、今後の経過を注視していこうと思っております。

それから、農地法が改正され、農業委員会の業務に若干変更があるということで、一つは利用状況調査を毎年農地パトロールと合わせてやっておりますが、耕作放棄地や低利用地など、利用度が非常に少ない農地があった場合には、本人の利用意向調査をしなければならないということが義務付けられまして、その意向に基づいて機構の方と協議するという作業も課せられるようになりました。

そのようなことと合わせて農地台帳の電子化を行い、情報の公表に向け、今年1年かけて整備しなければならないということが新たに農地法の改正により決められたという説明がありました。

もう1点は女性農業委員の登用促進ということで、改選期ということもあり、

強く促したいということで、女性委員が1人もいないところは1人に、1人のところは複数にするというような内容が研修の中で説明されておりました。

そのようなことに基づいて、今回提案の26年度事業計画の中にも盛り込んでおりますので、そういったことも含めながら審議をしていただければということをお願いいたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

本日の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において7番穴吹委員、8番百々委員を指名いたします。

日程第4 会期の決定を議題とします。

本総会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日といたします。

日程第5 会務報告をいたします。

事務局より申し上げます。

事 務 局 長

(会務報告あるも省略)

議 長

会務報告が終わりましたけれども、本日の議案関係以外で質疑があれば、これを受けます。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑がないようなので、これで、会務報告を終わります。

日程第6 報告第1号農地法3条の3第1項の規定による届出についてを議題とします。提案の理由を事務局より申し上げます。

事 務 局 長

報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告の内容を御説明申し上げます。

農地法第3条の3第1項の規定では、「農地又は採草放牧地について同法第3条第1項本文に掲げる権利を取得した者は、農林水産省令で定めるところにより、

その農地又は採草放牧地の存する市町村の農業委員会にその旨を届け出なければならぬ。」とされております。

本件は1件の届出であります。整理番号1の届出人は茶内西4線〇番地、〇〇〇氏で、故〇〇〇〇氏より、相続による所有権の取得をしたものであります。

今回の届出により取得した農地は合計〇〇筆で、面積は〇〇万〇、〇〇〇㎡、権利を取得した日は平成〇〇年〇〇月〇〇日であります。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御承認くださいますようお願いいたします。

議 長

事務局から提案理由の説明が終わりました。  
これから、報告第1号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。  
次に、討論を省略し、採決いたします。  
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。  
よって、報告第1号は、原案のとおり承認されました。

日程第7 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。提案の理由を事務局より申し上げます。

事 務 局 長

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農地法第3条第1項では、「農地又は採草放牧地について、所有権を移転し、又は使用貸借権、賃貸借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。」とされております。

本案は使用貸借権の設定による許可申請3件で、いずれも期間満了に伴う権利の再設定であります。

整理番号1は、茶内西13線〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地〇〇筆、面積〇〇万〇〇〇.〇〇㎡に係るもので、〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇に農用地を使用貸借しようとするものであります。

整理番号2は、霧多布西4条1丁目〇〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡に係るもので、〇〇〇〇 〇〇〇〇に農用地を使用貸借しようとするものであります。

整理番号3は、霧多布西4条1丁目〇〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡に係るもので、〇〇〇〇 〇〇〇〇に農用地を使用貸借しようとするものであります。

なお、本届け出については、議案関係資料の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。

以上、本案に関する提案理由を申し上げましたが、詳細につきましては農地係長より説明いたしますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農地係長

(詳細説明あるも省略)

議長

事務局から提案理由の説明が終わりました。  
質疑に入る前に、担当地区の委員から補足説明を受けます。  
整理番号1について、7番穴吹委員お願いします。

穴吹委員

(補足説明あるも省略)

議長

次に、整理番号2と3の補足説明を、2番永洞委員お願いします。

永洞委員

(補足説明あるも省略)

議長

担当地区の委員より補足説明が終わりました。  
これから、整理番号順に質疑を行います。  
整理番号1の質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。  
次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。  
次に、整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
次に、討論を省略し、整理番号順に採決いたします。  
整理番号1は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。  
次に、整理番号2を採決いたします。  
整理番号2は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。  
次に、整理番号3を採決いたします。  
整理番号3は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題と  
します。提案の理由を事務局より申し上げます。

事務局長 議案第2号農地法第4条の規定による許可について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農地法第4条第1項では、「農地を農地以外のものにする者は、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。」とする農地転用の制限が規定されております。

また、農地転用するための許可手続きとして、農地法第7条では「農地転用の許可を受けようとする者は、農林水産省令で定める事項を記載した申請書を、農業委員会を經由して、都道府県知事に提出しなければならない。また、農業委員会は、申請書の提出があったときは、当該申請書に意見を付して都道府県知事に送付しなければならない。」とされております。

本案は1件の届け出であります。申請者は西円朱別西18線〇〇〇番地、〇



〇〇〇 〇〇〇〇〇で、規模拡大に伴うバンカーサイロの増設を行おうとするもので、既存施設との位置関係や施設全体の効率的利用を考慮し、関係農地〇筆、〇、〇〇〇㎡を農業用施設用地として永久転用しようとするものです。

現地調査につきましては、小椋委員、白川英之、穴吹委員にお願いし、〇月〇〇日に実施しております。

また、本案が北海道知事の許可事案となっておりますことから、別記第4号様式で定める意見書を付して送付しようとするものであります。

以上、本案に関する提案理由を申し上げましたが、詳細につきましては農地係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農地係長

(詳細説明あるも省略)

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。  
ここで、調査にあたった委員の方々から補足があれば、これを受けます。

各調査委員

(なしの声)

議長

特にないようなので、これから、議案第2号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。  
次に、討論を省略し、採決いたします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。  
よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました

事務局長

日程第9 議案第3号農用地利用集積作成要請についてを議題とします。提案理由の説明を事務局より申し上げます。

議案第3号農用地利用集積計画作成要請について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第13条第4項では、「農業委員会は、農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、



提案の理由を事務局より申し上げます。

事務局 長

議案第4号別段面積（下限面積）の設定について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農地法第3条第2項第5号では、「農地又は採草放牧地の権利を取得しようとする者が、その取得後に耕作する農地及び採草放牧地の面積の合計は、北海道では2ヘクタール、都府県では50アールに達しない場合、これを許可してはならない。」とされております。

これは、経営面積があまりに小さいと生産性が低く、効率的かつ安定的に農業経営が継続されないことが想定されることから、許可後に経営する農地面積が一定以上にならないと許可できないとするものです。

平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部について、これらの面積の範囲内で別段の面積を定め、これを公示したときは、その面積を下限面積として設定できることとなりました。

平成22年12月22日付けで一部改正された「農業委員会の適正な事務実施について」では、農業委員会は、毎年、下限面積の設定又は修正の必要性について審議することとなっていることから、今年度下限面積の設定について提案した次第でございます。

協議していただく内容としましては、1点目として、農地法施行規則第17条第1項に基づき、「設定しようとする下限面積未満の農地を経営する者の数が、総数の百分の四十を下らないように算定すること」、2点目として、同条第2項に基づき、「設定区域内に耕作の目的に供されていない農地が該当する場合には、利用状況及び将来の見通しから見て、新規就農を促進するために適当と認められる面積とすること」となっておりますが、本町には、2010年の農林業センサスにおいて、2ヘクタール未満の農地を経営する農家はおらず、かつ農地法第30条に基づく利用状況調査の結果、町内に耕作放棄地が存在しないため、現行の別段面積（下限面積）2ヘクタールの変更は行わないことで、今年度の別段面積の設定とさせていただきたいと考えております。

以上、提案の理由及びその内容を御説明申し上げましたので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。  
これから、議案第4号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

（質疑なしの声）

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、採決いたします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第5号平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、日程第12 議案第6号平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画の検討については、関連がありますので、一括議題とします。提案の理由を事務局より申し上げます。

事 務 局 長 議案第5号平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、議案第6号平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画の検討については、関連がございますので、一括して提案の理由を御説明申し上げます。

平成21年1月23日付け20経営第5791号による「農業委員会の適正な事務実施について」では、「農業委員会は、活動の点検・評価とその達成に向けた活動計画の検討を毎年1月から2月にかけて行い、その検討結果を踏まえ3月末までにホームページ等に公表し、地域の農業者から意見聴取を行い、さらに意見・要望があった場合にはそれを補正の上、最終決定したものを市町村のホームページ等で公表する。」とされています。

この度の「平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画」は、本総会でその内容を審議していただいた後、今月末までにホームページ上で公表し、地域の農業者より意見・要望等を募集いたしたく提案した次第でございます。

以上、提案の理由を御説明申し上げましたが、詳細につきましては農政係長より説明させていただきますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農 政 係 長 (詳細説明あるも省略)

議 長 事務局より提案理由の説明が終わりました。  
これから、議案第5号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。  
次に、討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第7号平成26年度浜中町農業委員会事業計画の決定についてを議題とします。提案の理由を事務局より申し上げます。

事 務 局 長

議案第7号平成26年度浜中町農業委員会事業計画(案)について御説明申し上げます。

浜中町農業委員会の事業計画につきましては、例年12月の総会において、新年度予算(案)と合わせて審議いただいておりますが、その基軸としております全国農業会議所の3か年ごとの運動計画が、26年度から新たに第6期目となり、その決定がこの3月上旬にあったため、今回の提案となりますことをあらかじめ御了承いただきたいと思います。

なお、総会に先立ちまして、先ほど農政部会において、その内容について概要を説明、審議いただき、総会へ提案させていただいておりますことを申し添えいたします。

はじめに全体の構成ですが、昨年までは、最初の方に「農業・農業委員会をめぐる情勢と課題」ということで、最近の国の動きや社会情勢を記載し、その後に事業計画という体裁をとっておりますが、今年度は、はじめに事業計画を載せ、後ろに農業情勢や全国農業会議所の全国運動の方針などを載せております。

次に、概要について御説明申し上げます。

1 ページ目は、「はじめに」ということで、最近の社会情勢と農業、農政関係

の動き、浜中町の現状の概要を述べております。

続いて大きな1項目目として、今年度の事業を推進するにあたっての基本方針は例年と変わりませんが、農業委員会の基本的な活動方針として4項目を設け、1点目に「農地制度の円滑な実施と業務の適正な執行」、2点目に「担い手の育成・確保と農地の利用集積などによる経営確立の支援」、3点目に「優良農地の確保と遊休農地の発生防止」、4点目に「地域の実態に応じた農業・農村の活性化対策の実践」としています。

次に大きな2項目目、運動の重点事項として六つの項目を設定し、1点目に「農地管理と有効利用に向けた機能の発揮」ということで、農地を農地として利用すべきとする責務を踏まえた啓発活動や指導について、農地パトロールの関係、遊休農地発生防止に係る指導の関係、農地利用集積の推進の関係、農地法の改正に伴う農地台帳・地図情報の電子化と公表への対応について述べております。

2ページ目に移りまして、2点目に「農業構造政策の積極的な推進」として、担い手の育成・確保が地域農業を守る要をなすものであるという認識の下、農地の利用集積を推進することが、担い手の経営安定を側面から支援するということと、年金加入促進を含めた様々な制度の活用や町主体の担い手支援協議会、農協主体の後継者対策協議会との連携などについて述べております。

3点目に「農業振興策・提言の実践」として、建議の関係や関係機関・関係団体との話し合いや懇談、併せて連携や実践活動の展開について述べており、4点目に「情報活動の強化」として、農業委員会の活動や役割、農業情勢に係る情報収集や情報提供について、具体的には、賃借料情報や議事録のホームページ掲載、農業委員会だよりの発行、全国農業新聞の普及拡大をあげています。

5点目に「活動体制の整備・強化」として、農業委員会活動の見える化と委員・事務局職員の資質向上の関係について、各委員さんの地区担当制の徹底と地域活動の推進、農業委員活動記録カードの整備、自主的な研修会の開催、積極的な各種研修会への参加と女性農業委員さんの確保について述べております。

3ページ目になりますが、6点目に「農業者年金の加入促進」として、具体的に年間5人以上の新規加入者数を目標としたいとしています。

次に、大きい項目の三つ目、執行体制についてですが、1点目に毎月の総会をはじめとする「諸会議の開催」について、2点目に「主な法令所掌業務の実施」について記載しています。4ページ目になりますが、3点目に「農業委員の役割」について記載しています。

以上で事業計画の部分は終わりました、5ページ目からは、「農業と農業委員会をめぐる情勢と課題について」を述べさせていただきます。

1点目に「農業構造の改革と農村の活性化」ということで、昨年5月に内閣に設置された農林水産業・地域の活力創造本部が、12月10日に公表した「農林水産業・地域の活力創造プランの推進」について記載しております。農林水産業・地域が将来にわたって国の活力の源となり、持続的に発展するための方策を幅広

く検討するため、平成25年5月21日、内閣に総理を本部長、内閣官房長官、農林水産大臣を副本部長とし、関係閣僚が参加する農林水産業・地域の活力創造本部を設置し、検討が行われております。

2点目に北海道では既に達成されていますが、担い手の農地利用を8割とする「農業構造の改革」に向けた取り組みの概要について、3点目に高齢化や人口減少が続く中山間地域の「農村の活性化」に向けての課題について述べております。

6ページ目になりますが、2として「TPP等経済連携協定の交渉と農産物等の輸出拡大」ということで、各種経済連携協定の現状と課題や和食・食文化に関連した農水産物や食品の海外展開と輸出促進について記載し、3として「規制改革と地方分権」の中で論議されている農業委員会の在り方等の見直しについて、さらに、農地転用に係る事務・権限の委譲と規制緩和に係る議論の概要について述べております。

4点目に全国農業会議所の向こう3年間の全国運動、活動方針等の概要について、三つの基本目標と五つの具体的な取組を記載しております。

以上、平成26年度浜中町農業委員会事業計画の内容について、概略を説明させていただきましたので、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。  
これから、議案第7号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。  
次に、討論を省略し、採決いたします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。  
よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

日程第14 次回総会日程を議題とします。

事務局より提案いたします。

事務局長

次回総会日程については、4月28日、月曜日を提案いたします。

議長

事務局から提案がありましたが、次回総会日程については、4月28日、月曜日ということではよろしいでしょうか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議がないようなので、次回総会日程については、4月28日、月曜日ということ  
ことで決定いたしました。

以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。

これで、第33回浜中町農業委員会総会を閉会いたします。

御苦労さまでした。



閉会時刻 午後2時25分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会 会長 鈴木 誠

浜中町農業委員会 7番 穴 吹 栄

浜中町農業委員会 8番 百々 英夫

## 農地法第3条調査書

調査日：平成26年3月24日

第33回浜中町農業委員会総会  
議案第1号 整理番号1 (使用貸借)

譲受人	○○○○ ○○○○○○	譲渡人	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中山正教
調査員	穴 吹 委 員				
		判 断 の 理 由			該 当
第2項第1号 (全部効率利用)	保有している機械の能力、労働力等からみて、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。			しない	
第2項第2号 (農業生産法人以外の法人)	農業生産法人以外の法人ではないので該当はしない			しない	
第2項第3号 (信託)	信託ではないので該当はしない			しない	
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない	
第2項第5号 (下限面積)	下限面積を超えている			しない	
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり、転貸には該当しない。			しない	
第2項第7号 (地域調和)	<p>申請地は、譲受人が従前より畑、採草地として利用しており、引続き利用計画していることと、申請地は一団の農地であるため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。</p> <p>なお、現地調査については申請後、農業委員1名と事務局2名が現地状況等を確認した。</p>			しない	

## 農地法第 3 条調査書

調査日：平成 26 年 3 月 24 日

第 3 3 回浜中町農業委員会総会  
議案第 1 号 整理番号 2 (使用貸借)

譲受人	○○○○ ○○○○	譲渡人	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中山正教
調査員	永 洞 委 員				
		判 断 の 理 由			該 当
第 2 項第 1 号 (全部効率利用)	保有している機械の能力、労働力等からみて、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。			しない	
第 2 項第 2 号 (農業生産法人以外の法人)	農業生産法人以外の法人ではないので該当はしない			しない	
第 2 項第 3 号 (信託)	信託ではないので該当はしない			しない	
第 2 項第 4 号 (農作業常時従事)	譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない	
第 2 項第 5 号 (下限面積)	下限面積を超えている			しない	
第 2 項第 6 号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり、転貸には該当しない。			しない	
第 2 項第 7 号 (地域調和)	申請地は、譲受人が従前より畑、採草地として利用しており、引続き利用計画していることと、申請地は一団の農地であるため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については申請後、農業委員 1 名と事務局 2 名が現地状況等を確認した。			しない	

## 農地法第 3 条調査書

調査日：平成 26 年 3 月 24 日

第 3 3 回浜中町農業委員会総会  
議案第 1 号 整理番号 3 (使用貸借)

譲受人	○○○○ ○○○○	譲渡人	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中山正教
調査員	永 洞 委 員				
		判 断 の 理 由			該 当
第 2 項第 1 号 (全部効率利用)	保有している機械の能力、労働力等からみて、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。			しない	
第 2 項第 2 号 (農業生産法人以外の法人)	農業生産法人以外の法人ではないので該当はしない			しない	
第 2 項第 3 号 (信託)	信託ではないので該当はしない			しない	
第 2 項第 4 号 (農作業常時従事)	譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない	
第 2 項第 5 号 (下限面積)	下限面積を超えている			しない	
第 2 項第 6 号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり、転貸には該当しない。			しない	
第 2 項第 7 号 (地域調和)	<p>申請地は、譲受人が従前より畑、採草地として利用しており、引続き利用計画していることと、申請地は一団の農地であるため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。</p> <p>なお、現地調査については申請後、農業委員 1 名と事務局 2 名が現地状況等を確認した。</p>			しない	

## 農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第33回浜中町農業委員会総会

議案第3号 整理番号1 (所有権移転)

譲受人	○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○	譲渡人	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中山正教
法第18条の条項		判断の理由			適合
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。			—
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			—
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			—
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。			—
第3項第4号 (共有持分の同意)		①利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		②5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—